



花のあるまちづくり花苗等支給事業【前期】



【申請時の注意点（申請前に必ずお読みください）】

- 1 配達希望日時は書かずに提出してください。
配達日時は決定次第、配達業者が個別に電話連絡します。
- 2 配達日時の決定前に、団体の会員へ集合日時等を連絡しないでください。
花苗等は全ての団体から申請受付後、日程調整し各団体へ配達しています。
配達日の連絡前に、
「団体で集合日を先に決めている」
「●月●日集合と、すでに会員へ連絡した」
という団体については、こちらが決めた日に配達日を変更していただくか、指定する場所まで花苗等を取りに行ってください。
- 3 必ず日中に連絡が取れる電話番号を書いてください。
配達日時をお知らせする電話を何度かけても、留守番電話での応対、もしくは出られないことがあります。
留守番電話の場合、配達日時を録音メッセージで残させていただき、まったく電話に出られない場合は連絡せずに配達させていただきます。
代表者の方が日中電話に出られない場合は、団体の中で必ず電話に出られる方の電話番号と氏名を申請書に書いてください。

“花”L・E・G(レグ)しませんか！！

※“花”L・E・G(レグ)とは花を愛し(Love)、花を(が)楽しみ(Enjoy)、花を(が)育てる(Grow)、活動のことで佐伯市の造語です。

“花”いっぱい、さいきを楽園に！！



申請対象	<p>市内を活動の拠点とする団体 ※個人名での申請不可 (例：地区、ボランティア団体、事業所等で2人以上のもの。) ※申請書と完了報告書(写真添付)を提出できること。 ※植栽箇所に、団体名及び「花のあるまちづくり花苗等支給事業」の文字が入った看板等を設置すること。 ※花の植栽及び維持管理ができること。</p>	
支給の数	花苗	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇：1㎡当たり25ポット ・プランター：1基当たり3ポット <p>※1回の申請につき上限300ポットまで</p>
	種子	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇：1㎡当たり1袋 ・プランター：1基当たり1袋 <p>※1回の申請につき上限10袋まで</p>
	プランター	<ul style="list-style-type: none"> ・年度につき(前期と後期あわせて)上限50基まで
	園芸用土(30ℓ入り)	<ul style="list-style-type: none"> ・花壇：1㎡当たり1袋 ・プランター：4基当たり1袋 <p>※1回の申請につき上限20袋まで</p>
	<p>※各種申込多数の場合は、支給数量が少なくなる場合があります。</p>	
花苗及び種子種類	花苗	<ul style="list-style-type: none"> ・マリーゴールド ・センニチコウ ・ペチュニア ・ベゴニア ・赤サルビア ・青サルビア
	種子	<ul style="list-style-type: none"> ・桔梗 ・けいとう ・コスモス ・アスター ・ひまわり ・松葉牡丹
設置場所	<p>道路、公園、広場等、大勢の人の目にふれる場所で管理者の承諾を得ていること。 ※管理者の承諾を得ていない団体への花苗等の支給はできません。</p>	
受付期間及び申請方法	<p>4月1日(水)から5月1日(金)までに環境対策課または各振興局に申請書を提出してください。 ※申請書は環境対策課と各振興局で配布しています。 ※市のホームページからダウンロードすることも可能です。 (初めて申請する団体は、申請書に実施箇所の写真の添付が必要です。)</p>	
配達期間	<p>5月中旬から6月中旬に配達予定です。配達日時が決まり次第、電話連絡しますので御了承ください。</p>	
問合わせ	<p>佐伯市役所 環境対策課 ☎(0972)22-3995(直通)</p>	

